

令和5年度第12回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年3月8日(金)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員 6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 三島通政委員 住田一行委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 矢倉守委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員 橋本慎一委員 田中英省委員 高濱健委員
事務局	日浦事務局長 古橋事務局長補佐 妹尾係長 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について オ 第5号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について

カ 第6号 米子市農用地利用集積計画の決定について

キ 第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

第12回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号4番の岩佐委員と議席番号5番の木下委員にお願いしたいと思います。本日の欠席はありません。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（日浦事務局長）

1点お知らせします。前回の総会で継続審議となっておりました農振除外の議案につきまして確認すべき事由がまだあるということから、4月以降の総会で審議していただきたいという旨の農林課からの申し出がありましたので今月の総会の議案には掲載されていません。

議長（角会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号58の淀江町富繁から、番号63の兼久について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号58番淀江町富繁の議案について説明いたします。宇田川公民館近くにありす田1筆1,301平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

番号59番葭津の議案について説明いたします。崎津公民館近くにありす畑1筆813平方メートル、田2筆250平方メートル、合計1,063平方メートルの農地をこの度合意され、親族間で贈与されるものです。

番号60番大崎の議案について説明いたします。崎津小学校近くにありす畑1筆426平方メートルの農地をこの度合意され、譲渡人の姉から譲受人の妹へ贈与されるものです。

番号61番彦名町の議案について説明いたします。米子北斗近くにありす畑1筆363平方メートルの農地をこの度合意され、贈与さ

れるものです。

番号62番尾高の議案について説明いたします。伯仙小学校近くにあります田1筆1,840平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

番号63番兼久の議案について説明いたします。尚徳中学校近くにあります田1筆614平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

3条許可案件は以上6件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（角会長）

番号58の淀江町富繁について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田中推進委員

番号58の補足説明をさせていただきます。3月5日中本農業委員と現地調査を行いました。現状は一枚のほ場になっていますが、北側の三分の一程度は譲受人の所有になっています。その下が譲渡人所有ですが、すでに一枚の耕作地になっており、譲受人が耕作しています。現状もきれいに管理されておりますので、許可について問題ないと思います。ご審議の方よろしく願いします。

議長（角会長）

番号59の葭津と番号60の大崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

松本推進委員

番号59の補足説明をさせていただきます。2月23日角農業委員と現地調査を行いました。現状も保全されており、許可について問題ないと思います。ご審議の方よろしく申し上げます。続きまして、番号60の補足説明をさせていただきます。こちらも、2月23日角農業委員と現地調査を行いました。許可について問題ないと思います。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（角会長）

番号61の彦名町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

公本農業委員

番号61の補足説明をさせていただきます。実家の不動産処分を考えていたところ、譲受人とつながりこの度贈与されるものです。譲受人はユーカーリを栽培したいということで、近隣の耕作者にユーカーリ栽培による弊害について確認しましたが、特にそういったことは聞いたことがないということでした。許可について問題ないと思います。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（角会長）

番号62の尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

番号62の補足説明をさせていただきます。3月3日に尾坂推進委員と現地調査を行いました。隣接農地の方に譲るもので、許可について問題ないと思います。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（角会長）

番号63の兼久について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田子農業委員

番号63の補足説明をさせていただきます。3月3日に大塚推進委員と現地調査を行いました。現在も譲受人が耕作をしていますが、今後のことも考え名義変更のためにこの度売買されるものです。許可について問題ないと思います。ご審議の方よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページをお願いします。農地法関係事務処理要領の第4の7の（3）のエの（イ）の規定により、農地転用事業計画変更申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。それでは、6ページ、番号3の大崎から番号5の河崎について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

事務局から説明いたします。詳細は議案のとおりです。事業変更3番は、当初計画者が駐車場を整備されるという計画で転用の許可を

得て、所有権移転されました。しかしその後、患者の増加が見込まれることから矯正歯科を開設されることを計画され、歯科医院及び駐車場の転用申請がございました。被害防除計画ですが、最高89センチメートルの盛土造成を行い、高さ1.3メートルの擁壁を設置します。雨水の排水について、溜桝から道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意を確認しております。土地改良区は脱退済みです。

続いて、事業計画変更4番と5番について、まとめて説明いたします。詳細は議案のとおりです。場所については画面をご覧ください。事業計画変更の内容につきましては、2件とも令和6年4月30日までに転用期間を変更するものです。番号4、5番ともに駐車場を目的とした農地転用申請が以前あり、番号4は令和5年8月18日、番号5は令和5年10月30日に転用許可が下りております。当初の計画どおり事業が遂行できない理由としましては、同路線内の水道局発注工事行程遅延に伴い復旧工事ができず工期が伸びたためとのことです。被害防除計画は変更ありません。また、このたびの事業計画変更申請に伴い、再度、隣接耕作者及び実行組合の同意や農道通行に係る同意を得ておられ、米川土地改良区から、一時転用について差し支えない旨の意見書が出ておりますことを申し添えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

番号3の大崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

松本推進委員

番号3の補足説明をさせていただきます。今後患者の増加が見込まれることから今回増設されるものです。許可について問題ないと思います。

議長（角会長）

番号4と5の河崎について、担当委員さんから補足があればお願いします。

泉農業委員

番号4と5の補足説明をさせていただきます。工事の遅れから申請されるもので、許可について問題ないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ、議案第3号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは8ページ、番号4の上福原について審議いたしますが、これは、10ページ議案番号93から12ページ議案番号97の第5条第1項の規定による許可申請の関連議案となりますので、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

船越農業委員

4条4番と5条93番から97番について、同一場所で関連しているため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、5条93番から97番は一般住宅及び進入路、4条4番はその5軒の住宅のためのごみ置き場を計画したものです。2月25日に影嶋推進委員と現地確認を行いました。先に住宅5軒の被害防除計画ですが、造成計画は、最大

20から50センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、最大0.8メートルの擁壁を設置します。雨水の排水について、敷地内溜
柵から農業用用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水へ流す計画で問題ありません。続いて4条のごみ置き場
の被害防除計画ですが、造成計画は、最大50センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、0.8メートルの擁壁を設置する予定
です。雨水の排水について、自然流下後、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。6件すべての案件につい
て、隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類
以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。
転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

小西農業委員

個人でこれだけの開発はできないと思いますが、業者がやらずに各個人で申請というのは初めてではないでしょうか。なにかあるんで
しょうか。

事務局（妹尾係長）

今までも地権者と家を建てる方の5条申請で過去にも出ています。ただし今回は、不動産業者の仲介があり一度に5棟建つというもの
です。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ、議案第4号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは12ページ、番号98と99の安倍について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

98番と99番の議案について同じ場所で関連しているため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、98番が一般住宅及び進入路、99番が資材置き場を計画したものです。3月4日に泉農業委員と、現地確認を行いました。まず、98番の被害防除計画ですが、造成計画については最高45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、最大0.7メートルの擁壁を設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。続いて、99番の被害防除計画ですが、造成計画について、最高45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、最大0.7メートルの擁壁を設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われれますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、13ページ番号100と101の河崎について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

100番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。3月4日に大縄推進委員と現地確認を行いました。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の農地通行同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。本件に関して、土地に対する配置図がないこと、隣接する耕作者で1人同意しない方がおられること、被害防除計画の雑草対策に関することが曖昧なことなどがあり、不適當だと私は思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（角会長）

事務局は何か補足事項はありますでしょうか。

事務局（妹尾係長）

設置図面に関して、土地の形状に合わせたレイアウト図はありませんでしたが、図面の中に境界から何メートル離して設置する、というような記載はあります。被害防除計画の雑草に関して、雑草除去に関して委託をするということは、ほかの事業者でも同様の条件ではないかと考えます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

米澤農業委員

設置図面について、曖昧ですがこれでいいのでしょうか。

議長（角会長）

図面が不備だという意見が出ました。担当委員が不相当とおっしゃっていますが、承認してもいいという委員さんがおられたら挙手をお願いします。

承認なしということで、これは却下という意見をつけるということで。

事務局（日浦事務局長）

図面が不相当で審査が不可ということなのか、農地転用上被害防除計画上がダメなのかどちらかになると思いますが、いまの泉農業委員の話だとこの図面では内容は把握が難しいという話だと思いますので、添付資料不備という意見を付して県に進達させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（角会長）

100番と101番については、添付資料不備という意見を付して県に進達したいと思いますがよろしいでしょうか。賛同の方の挙手を

求めます。

委員

(挙手多数)

議長（角会長）

続きまして、14ページ番号102の夜見町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

102番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。2月19日に矢倉推進委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号103の奈喜良から番号105の古市について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

福長推進委員

103番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。2月29日に岩佐委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

す。続いて、104番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設及び進入路を計画したものです。2月29日に岩佐委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

す。続いて、105番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設及び進入路を計画したものです。2月29日に岩佐委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

す。以上ですが、100番と101番と同じような図面ではありますが、パネルの設置についての図面はわかるようになっています。不備とまでは言えないと思いますので、ご審議をお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。事務局何かありますか。

事務局（日浦事務局長）

申請者が同じですが、片やの委員はよくて、片やの委員はだめだというのはどうなのかというご指摘ですが、先ほどは不備ということになりましたが、こちらは単独で諮っていただけたらと思います。

議長（角会長）

ほかにご意見はありますか。

能登路農業委員

地元のことをよく知っている担当委員が適当だと解釈しているのであるなら、その意見を尊重したいと思います。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、15ページ、議案第5号をお願いします。農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について、別表の土地に

ついて、「農地法の運用について」の第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは、一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（日浦事務局長）

非農地認定議案について説明します。資料として航空写真、現地写真をお配りしています。見ていただいてもおわかりいただけると思いますが、現況も全て原野の様相を呈しています。非農地として判断するのが適当ではないかと考えますのでご審議お願いいたします。

議長（角会長）

地元委員さんから補足があれば願います。

田中推進委員

補足します。2月16日に中本農業委員と事務局の3人で現地確認を行いました。現況は、写真で見てもわかりますとおり、原野と認定して問題ない状態ですので、よろしく願います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、非農地と決定します。

続いて、17ページ、議案第6号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について20ページ番号3-1から24ページ番号3-23と26ページ番号3-1から27ページ3-5まで一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

利用権設定各筆明細について説明いたします。今回の利用権設定各筆明細は、20ページから24ページまでのものと、26ページから27ページまでのものに分かれています。後の26ページから27ページのほうは県所有地の案件でして、共通事項が異なるため、このように分けて出てきています。共通事項で異なる部分は、(7)の目的物の返還という事項でして、利用権の存続期間満了の日から30日以内に返還か、期間満了の日に返還かという部分が異なっておりますので、ご確認ください。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

20ページ番号3-1から20ページ番号3-2は再設定です。

20ページ番号3-3から20ページ番号3-3は新規設定です。

20ページ番号3-4から21ページ番号3-8は再設定です。

22ページ番号3-9は新規設定です。

22ページ番号3-10から22ページ番号3-11は再設定です。

22ページ番号3-12は新規設定です。

22ページ番号3-13は再設定です。

23ページ番号3-14から23ページ番号3-16は新規設定です。

23ページ番号3-17から24ページ番号3-23は再設定です。

続きまして26ページ番号3-1は新規設定です。

26 ページ番号 3-2 から 27 ページ番号 3-5 は再設定です。
ご審議よろしくお願ひします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますとまずと、採決したいと思ひます。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、29 ページ、議案第 7 号をお願ひします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、30 ページ番号 3-1 から 39 ページ番号 3-48 までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。

30 ページ番号 3-1 から 38 ページ番号 3-45 と番号 3-47 から 39 ページ番号 3-48 は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。38 ページ番号 3-46 は富益町基盤整備事業に加えるため、中間保有するものです。ご審議よろしくお願ひします。

議長（角会長）

それでは、まず、30 ページ番号 3-1 から 33 ページ番号 3-17 と 34 ページ番号 3-22 から 38 ページ番号 3-46 までを採

決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、33ページ番号3-18から番号3-21について採決したいと思います。これについては、関係者の安井委員は、議事に参与できません。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、38ページ番号3-47について採決したいと思います。これについては、関係者の赤尾委員は、議事に参与できません。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、39ページ番号3-48について採決したいと思います。これについては、関係者の泉委員は、議事に参与できません。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。

事務局から報告してください。

事務局（古橋事務局長補佐）

報告いたします。

42ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、43ページから45ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、10件を受理しています。

次に、46ページから49ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、17件を受理していま

す。

次に、50ページから51ページの非農地現況証明について、8件を証明しています。

次に、52ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、1件を回答しています。

次に、53ページから54ページの農地転用現況確認書の交付について4件を交付しています。

最後に、55ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件報告を受けています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

関本農業委員

番号46の備考欄に富益町整備事業関連とあるのはどういうものでしょうか。

事務局（日浦事務局長）

弓ヶ浜駅周辺で基盤整備を行い、荒れた箇所をほ場整備する事業を行っており、それに関連した配分です。

高橋農業委員

泉農業委員さんの案件ですが、議案に出すときは担当委員が納得し通そうという意見のもと説明できる状態にするのが前提だと思うので、今後事務局は担当委員が疑問に思っていることについての十分納得できるような説明をしていただきたいと思います。

事務局（日浦事務局長）

今後対応をさらに頑張っていこうと思います。

議長（角会長）

ほかに何かないでしょうか。

公本農業委員

鶏糞が大量に積み上げられていて近隣耕作者が困っているという相談を受けています。担い手に一言言ってもらえると、トラブルがないと思うのですが。太陽光のことに関しても、米子市仕様というものを作ればトラブルは減るのではないのでしょうか。

議長（角会長）

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。
ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（古橋事務局長補佐）

4月10日市役所4階401会議室におきまして、4月定例総会を開催予定としております。
次に、今年度の農業委員の視察についてですが、対象委員さん13名にお声掛けをさせていただいており、今月22日に県東部に行く

予定となっております。次に、3月の農地相談会は令和6年3月21日午後2時から和田公民館となっております。

議長（角会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第12回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後4時17分